

足立区省エネリフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に省エネルギー化を目的とした改修を行った者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、住宅の省エネルギー化の促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、区内に住民登録がある個人で、次の要件に該当する住宅（当該個人が居住する住宅部分に限り、共用部分を除く。）に対して別表に定める要件に基づく改修工事（以下「補助対象工事」という。）を行ったものとする。

- (1) 所在地を当該個人の住民登録地と同じくすること。
- (2) 既存の住宅であること。
- (3) 補助対象工事が遮熱塗装である場合にあっては、集合住宅でないこと。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件の全てを満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象工事に使用する製品は新品であること。
- (2) 同一年度内において、本人及び同一世帯に属する者が本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 同一年度内において、補助対象工事を行った住宅が本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (4) 補助金の申請を行う年度（以下「現年度」という。）の2月末日までに補助対象工事が完了すること。
- (5) 補助の対象となる経費（消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）が、5万円以上であること。
- (6) 不動産登記上の一棟の建物単位での申請であること。ただし、集合住宅の場合は一戸単位での申請とする。
- (7) 補助金の交付決定を新たに受けようとする補助対象工事及び住宅において、当該補助対象工事の種別が過去5年以内（前回補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内をいう。）に本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (8) 住民税の滞納が無いこと。
- (9) 補助対象工事について、区から他に補助に係る交付決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象工事により設置する製品の本体及び部材購入費並びに設置工事費（消費税を除く）とし、設置工事費は、当該製品の設置に直接関わるものを対象とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費

は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第4条 この要綱における補助金の額は、補助対象経費の3分の1とし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする。ただし、補助金の額の上限は5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助金交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、補助対象工事の着工予定の日の前日(当該日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。以下、これらを「休日等」という。)に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日)までに、補助対象工事に着手する前に省エネリフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、別に定める期間内に、区長に提出しなければならない。

(1) 建物部分の不動産登記事項証明書(ただし、自己所有の個人の住宅を除く。)

(2) 見積書(補助対象工事に要する経費の内訳を記載したものに限り。)の写し

(3) 施工予定の製品の形状、規格、性能等が分かるパンフレットやカタログ等の写し

(4) 建物の平面図又は立面図(製品の種類と設置箇所を明示したものに限り。)

(5) 補助対象工事着手前の現況カラー写真(建物の平面図と照合ができるものに限り。)

(6) 自己所有でない建物又は共有名義の建物に補助対象工事を実施する場合は、建物所有者(共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者)の承諾書(第2号様式)

(7) 補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書(いずれも発行後3か月以内のものに限り。)

(8) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請の受付は、現年度の4月11日(当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日)から翌年の1月末日(当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日)までの期間に行うものとする。

3 前項の規定による受付は、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止する。

4 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の目的に適合すると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、省エ

ネリフォーム補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

- 2 区長は、補助金の交付申請をした者について受給資格がないと認めたとときもしくは予算の範囲を超えるときは、省エネルギーフォーム補助金交付申請却下通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

（変更等の申請）

第7条 申請者が、補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、変更前に省エネルギーフォーム補助金交付変更申請書（第5号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、申請金額を増額することはできない。

- 2 区長は、前項の補助金交付変更申請があったときは、その変更内容を審査し、適当と認めたとときは変更を承認し、省エネルギーフォーム補助金交付変更承認通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（完了報告）

第8条 申請者は、補助対象工事を完了したときは、完了の日から起算して30日以内に省エネルギーフォーム完了報告書（第7号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象工事に係る領収書の写し（ローンによる支払いの場合は、ローンの契約書の写し。）
- （2） 補助対象工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し
- （3） 補助対象工事後の完成カラー写真
- （4） 省エネルギーフォーム補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）
- （5） その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 区長は、前条に規定する完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、省エネルギーフォーム補助金交付額確定通知書（第9号様式）により当該申請者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 区長は、前条に規定する補助金の交付を確定した後、速やかに補助金を交付する。

（決定の取消し）

第11条 区長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （2） 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- （3） 補助金の交付決定通知がされた日の属する年度の2月末日までに省エネルギーフォームを完了しないとき。
- （4） 設置完了の日から起算して30日以内に完了報告の提出をしないとき。
- （5） その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに省エネ

リフォーム補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により当該申請者に通知する。
（補助金の返還）

第12条 申請者は、区長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、区長の定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

（状況調査）

第13条 区長は、必要に応じて当該補助対象工事の状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組み）

第14条 申請者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ及び節電活動に努めなければならない。

（管理義務）

第15条 補助金の申請者は、補助対象工事により設置した製品を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

（調査協力）

第16条 申請者は、区が実施する省エネ及び節電活動に関する調査に協力するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（28足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則（29足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則（29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

改修工事の種別	改修工事の内容
ガラス・窓の交換	既存のガラスを中央部の熱貫流率が2.33以下であるものに交換すること。
内窓の新設	既存の窓の内側に新たにガラス中央部の熱貫流率が2.33以下である窓を設置すること。
断熱材の設置	熱伝導率が0.041以下である断熱材を設置すること。ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材の場合は、R値（熱抵抗値）が2.7以上であること。
遮熱塗装	近赤外線領域における日射反射率が50%以上の塗料で塗装すること。 なお、遮熱塗装においては、集合住宅を除く。

(提出先) 足 立 区 長

省エネルギーフォーム補助金交付申請書

足立区省エネルギーフォーム補助金の交付を下記のとおり申請します。

本補助申請にあたっては、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱の規定を遵守します。

また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報、税務情報及び足立区から他に補助に係る交付決定を受けていないことについて調査し、利用することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額

申請金額	円（1,000円未満切捨て）
------	----------------

2 申請者（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

住 所	〒	—	足立区
ふりがな			
申請者名			
電話番号	()		

3 省エネルギーフォームの概要（○で囲む）

種 別	窓の断熱化（ガラスの交換・窓の交換・内窓の設置）・ 断熱材の設置・遮熱塗装（屋根・壁）						
メーカー名・ 機種名（型番）							
着工予定年月日	年	月	日	完了予定年月日	年	月	日

4 他の省エネルギーフォームに関する補助金の有・無（いずれかの□に✓をしてください。）

申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 申請予定なし
団体名		補助金交付額（予定）	円

5 申請書提出者（2申請者と異なる場合は記入）

事業者名称：	
担当者氏名：	電話番号：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

申請者名 _____

年 月 日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住 所 _____

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号 _____

承 諾 書

足立区省エネリフォーム補助金の申請に係る下記の建築物は、私の所有に係るものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が省エネリフォームを実施することを承諾します。

記

（省エネリフォームの概要）

1 種 別

（ 窓の断熱化・断熱材の設置・遮熱塗装 ）

2 建築物の住所

3 建築物の形態

4 申請者の住所

5 申請者氏名

6 申請者との関係

様

足立区長 近 藤 弥 生

省エネルギーフォーム補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区省エネルギーフォーム補助金について、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付予定金額	¥	—
省エネルギーフォームの種類		
対象物件住所	〒	
着工予定年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日

※ 交付予定金額は、省エネルギーフォーム補助金交付申請書（第1号様式）による申請に対して交付する予定の額です。申請内容を変更する場合、交付額の見直しや交付決定の取消しを行うことがありますので、必ずご連絡願います。

※ 工事完了から30日以内に完了報告書を提出してください。なお、2月末日までに工事が完了する必要があります。

No. _____

様

足立区長 近 藤 弥 生

省エネルギーフォーム補助金交付申請却下通知書

先に申請のあった足立区省エネルギーフォーム補助金について、下記の理由により申請を却下しましたので、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 対象物件住所

足立区

2 理 由

No. _____

（提出先）

足立区長

（〒 ー ）

住所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

省エネルギーフォーム補助金交付変更申請書

足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収 第 号

2 変更理由 工事内容の変更 補助対象経費の変更
 補助対象工事の中止 その他（ ）

3 変更内容

添付書類

1 変更内容が分かる資料

様

足立区長 近藤 弥生

省エネルギーフォーム補助金交付変更承認通知書

先に申請のあった省エネルギーフォーム補助金交付の変更について、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

- 1 交付決定番号及び年月日
年 月 日 付 足 収第 号
- 2 変更理由 工事内容の変更 補助対象経費の変更
補助対象工事の中止 その他（ ）
- 3 変更内容

No. _____

年 月 日

（提出先）

足 立 区 長

（〒 ー ）

住所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

省エネルギーフォーム完了報告書

足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金請求予定金額	円
種 別	窓の断熱化 ・ 断熱材の設置 ・ 遮熱塗装
対象物件住所	〒
完了年月日	年 月 日

No. _____

省エネルギーフォーム補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥			0	0	0
---------	---	--	--	---	---	---

〒

住 所 _____

申請者名 _____

(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

電話番号 _____

(提出先)

足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信 用 組 合 信 用 金 庫 ・ 農 協										本 店
											支 店
											出張所
	預金種目	普通	口座番号								
	フリガナ										
	口座名義人										

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
 (本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

申請者名 _____

様

足立区長 近 藤 弥 生

省エネルギーフォーム補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった省エネルギーフォーム補助金について、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 対象物件住所

足立区

2 補助金交付金額

_____ 円

No. _____

様

足立区長 近藤 弥生

省エネルギーフォーム補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、足環政収第 号で通知した省エネルギーフォーム補助金交付決定について、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 対象物件住所

足立区

2 理由

3 補助金交付決定取消金額

_____ 円

No. _____